

宮城県広報紙及び宮城県ホームページへの広告掲載に関する契約書（案）

契約の名称 宮城県広報紙及び宮城県ホームページへの広告掲載に関する契約
契約期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで
契約金額 金_____円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金_____円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
契約保証金 金_____円（免除の場合は「免除」と記載）

宮城県（以下「発注者」という。）と_____（以下「受注者」という。）とは、発注者が発行する広報紙「みやぎ県政だより」（以下「県政だより」という。）及び発注者が管理する「宮城県ホームページ」（以下「県ホームページ」という。）に受注者が作成した広告を掲載することについて、次の条項により契約を締結する。

（広告の作成及び掲載）

- 第1条 受注者は、別紙「宮城県広報紙『みやぎ県政だより』広告作成業務仕様書」及び「宮城県ホームページバナー広告作成業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、県政だより及び県ホームページに掲載する広告を作成するものとする。
- 2 発注者は、仕様書に基づき、受注者が作成した広告を、県政だより及び県ホームページに掲載するものとする。
- 3 仕様書に明記されていない仕様事項が生じたときは、発注者と受注者が協議して決めるものとする。

（苦情等の処理等）

- 第2条 受注者は、発注者に対し、受注者が作成した広告が法令等に違反せず、いかなる第三者の権利も侵害するものではないことを保証するものとする。
- 2 受注者は、発注者が第三者から受注者が作成した広告を掲載したことにより苦情、損害賠償請求等を受けたときは、その責任及び負担においてこれを処理しなければならない。
- 3 受注者は、受注者が作成した広告が法令等に違反し、又は第三者の権利を侵害していることを理由として発注者に損害又は損失が発生した場合においては、当該損害又は損失を補償しなければならない。
- 4 発注者は、受注者が作成した広告を掲載したことにより受注者に損害が発生した場合でも、受注者に対して何らの責任も負わない。

(広告掲載料)

第3条 受注者は、広告掲載料として頭書の契約金額を発注者に支払うものとする。

2 広告掲載料は、発注者が定める別記納入計画書及び発注者が発行する納入通知書により、2か月ごとに発注者が定める期日までに一括して支払わなければならない。

(広告掲載料の減額)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、広告が掲載されなかった期間の広告掲載料を減額する必要がある場合においては、頭書の契約金額から広告が掲載されなかった期間の広告掲載料に相当する額を減じて得た額を広告掲載料とする。

2 前項の場合において、広告掲載料を県政だよりと県ホームページに按分^{おんぶん}する必要があるときは、発注者が定めた割合で按分^{おんぶん}し、県ホームページに係る広告が掲載されなかった期間に係る広告掲載料の算出については、1か月を30日として日割計算する。

(広告の不掲載に伴う広告掲載料の取扱い)

第5条 発注者は、受注者が広告を作成しなかった場合及び受注者が仕様書に定める期限を遵守しなかった場合その他受注者の責めに帰する理由により広告を掲載しなかったときは、受注者に対し、当該広告を掲載しなかった期間に係る広告掲載料を請求することができる。この場合において、受注者は、発注者に対し、広告掲載料の減額請求、損害賠償請求その他一切の請求を行うことができない。

2 受注者は、発注者の責めに帰する理由により広告が掲載されなかったときは、発注者に対し、当該広告が掲載されなかった期間に係る広告掲載料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 県ホームページに係る広告が掲載されなかった場合において、当該広告が掲載されなかった期間が連続して24時間未満であるとき。

(2) 県ホームページに係る広告が掲載されなかった場合において、次に掲げる理由により県ホームページの運営を連続して48時間を超えない範囲内で停止したとき。

イ 機器等の保守又は工事

ロ 機器等の設置された建物の計画停電

(支払遅延)

第6条 受注者は、広告掲載料を発注者が定める期日までに支払わなかったときは、当該広告掲載料について遅延日数に応じ年2.5%に相当する違約金を発注者に支払わなければならない。

2 発注者は、受注者が広告掲載料を発注者が定める期日までに支払わなかったときは、受注者が当該広告掲載料を納入するまでの間、この契約に基づく広告の掲載を行わないことができる。この場合において、受注者は、広告掲載料の減額請求、損害賠償請求その他一切の請求を行うことができない。

(契約の解除)

第7条 発注者は、受注者がこの契約に違反したときは、この契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により発注者がこの契約を解除した場合においては、受注者は、発注者に対して負担する一切の債務に関する期限の利益を直ちに喪失する。
- 3 第1項の規定により発注者がこの契約を解除した場合においては、受注者は、解除した日以降、広告が掲載されなかった期間に係る広告掲載料の10%に相当する額を違約金として支払わなければならない。この場合、発注者に対して損害賠償請求その他一切の請求を行うことができない。
- 4 契約日以降、発注者が令和7年度の発注者の歳出予算における県政だより及び県ホームページに係る経費の減額又は削除により仕様書に定める県政だよりの発行及び県ホームページの作成が困難になったと認められるときは、発注者はこの契約を解除することができる。
- 5 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者にその損害の賠償を請求することができる。

(暴力団等排除に係る解除)

第8条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。なお、受注者の使用人が受注者の業務として行った行為は、受注者の行為とみなす。

- (1) 受注者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
- (2) 受注者又は受注者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(契約解除の違約金) (※契約保証金がある場合)

第9条 前2条の規定により契約が解除された場合においては、契約保証金は、違約金として発注者に帰属するものとする。

2 前項の違約金は、これを損害賠償金の予定と解してはならない。

(秘密の保持)

第10条 受注者及び発注者は、この契約の履行上知り得た相手方の秘密を他に漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等)

第11条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(管轄裁判所)


第12条 この契約に関して争いが生じた場合には、発注者の本庁舎所在地を管轄する仙台地方裁判所をその管轄裁判所とする。

(その他)

第13条 この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度発注者と受注者が協議して決めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

発注者 宮城県知事 村 井 嘉 浩 

受注者 住 所
氏 名 